

## 安全保障輸出管理方針

安全保障輸出管理とは、国際的な平和と安全の観点から、武器そのものに限らず汎用の貨物・技術について、大量破壊兵器の開発やテロリストが懸念活動を行なうおそれのある貿易を規制・管理するものです。当社は、海外事業基盤を強化し、海外で提供する機能を拡充していくにあたり、安全保障輸出管理方針を制定し、関連法令を遵守することによって、国際的な平和と安全の維持に努めてまいります。

1. 組織の代表者を輸出管理の最高責任者とし、必要な管理態勢を構築します。
2. 該非確認に係る手続と用途確認、需要者確認を行う手続を定め、これを実施します。
3. 輸出・提供時（出荷時）に、該非を確認した貨物等との同一性を確認します。
4. 輸出管理に係る監査、社内教育、適切な文書保存を行います。
5. グループ会社において適正な輸出管理が行われるよう、必要な指導および助言を行います。
6. 法令に違反したとき及び法令違反を行ったおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止措置を講じます。

以 上

制定：2017年11月 1日

改定：2023年 1月 20日